

「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市内の中学校及び義務教育学校後期課程（以下「市内中学校等」という。）に在籍する生徒に、文化芸術活動及びスポーツ活動に親しむ機会を提供し、その健やかな成長を促進するとともに、多様なニーズに応じた活動環境を地域と連携して整備することを目的とする「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」（以下「本クラブ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本クラブの構成及び運営)

第2条 本クラブは、文化芸術に関するクラブ及びスポーツに関するクラブをもって構成する。

- 2 本クラブの運営主体は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、文化芸術に関するクラブの運営は生涯学習課が、スポーツに関するクラブの運営はスポーツ推進課が管理する。
- 3 学校施設及び備品に関する事項は学校教育課及び教育政策課が管理する。
- 4 本クラブは、教育委員会による適切な指導体制及び安全管理のもとで実施する。
- 5 本クラブとして、大会やコンクール等に参加することはないものとする。

(会員)

第3条 本クラブの会員（以下「会員」という。）は、市内中学校等に在籍し、教育委員会が認めた生徒とする。

- 2 入会、登録情報の変更、休会又は退会（以下「入会等」という。）を希望する場合、入会等を希望する生徒の保護者は、教育委員会が指定したアプリ（以下「アプリ」という。）により届け出るものとする。
- 3 入会等の手続、会員の利用資格その他会員に関し必要な事項は、教育委員会が「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」会員規約（以下「会員規約」という。）で定める。

(指導者)

第4条 本クラブの指導者（以下「指導者」という。）は、教育委員会が指導者として適当と認めた者とする。

- 2 指導者の資格、登録手続、報償その他指導者に関し必要な事項は、教育委員会が「カルスポ蒲郡エンジョイクラブ」指導者規約（以下「指導者規約」という。）

で定める。

(活動場所)

第5条 本クラブの活動場所は、次に掲げる施設とする。

- (1) 教育委員会が指定する市内中学校及び義務教育学校の施設
- (2) その他教育委員会が活動場所として適当と認める施設

(活動日時)

第6条 本クラブの活動は、日曜日又は土曜日に月2回又は1回とし、1回につき3時間を超えないものとする。

2 指導者の都合により日程を変更することがある。

3 次に掲げる期間は、本クラブの活動はしないものとする。

- (1) 年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで)
- (2) 卒業期(2月第4週及び3月第1週。ただし、市内中学校及び義務教育学校の体育館を使用するクラブに限る。)

(参加料)

第7条 会員の保護者は、本クラブの参加に必要な費用として、本クラブ参加料(以下「参加料」という。)を蒲郡市に支払うものとする。

2 参加料の支払方法、免除その他参加料に関し必要な事項は、教育委員会が会員規約で定める。

(保険)

第8条 会員及び指導者は、必ず教育委員会が指定する保険に加入しなければならない。

2 前項に規定する保険の詳細については、教育委員会が会員及び指導者に通知するものとする。

(安全管理)

第9条 教育委員会及び指導者は、活動中の安全確保に努め、次の各号のいずれかに該当するときは、活動を中止するものとする。

- (1) 蒲郡市に午前6時の段階で、次に該当する警報のいずれかが発表されたとき。
 - ア 暴風若しくは暴風雪警報又は特別警報
 - イ レベル4危険警報(氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報)
- (2) 蒲郡市に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。

- (3) 蒲郡市に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。
- (4) J アラート発令時、蒲郡市が弾道ミサイル攻撃対象地域となったとき。
- (5) 活動場所の暑さ指数 (WBGT) が 31℃以上のとき。
- (6) 施設整備又は悪天候等による施設不良その他やむを得ない事情により、活動場所の使用が不可能なとき。
- (7) その他教育委員会又は指導者が安全に活動できないと判断したとき。

(管理体制)

第 10 条 本クラブを構成する各クラブに原則 2 名以上の指導者を配置し、指導及び見守りをするものとする。ただし、教育委員会が活動に支障がないと判断する場合は、1 名とすることがある。

- 2 前項ただし書に規定する場合を除き、2 名以上の指導者の派遣が困難な場合は活動を中止する。

(管理責任)

第 11 条 活動時間内において、適切な指導体制のもとで通常必要とされる範囲の管理が行われていた場合に発生した事故、持ち物の盗難、紛失等については、教育委員会及び指導者は責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 教育委員会及び指導者は、本クラブの運営に必要な範囲で個人情報を取得の上、適切に管理するものとし、目的外利用を行ってはならない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が会員規約及び指導者規約で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。